

大切な年末調整書類！

大切なのは、今年に限ったことではありませんが、今年は特に…！です。
 皆さまのご家族の状況を正しく申告していただかなければ、皆さまが受けることのできる減税額が変わってしまうかもしれません。

本人定額減税対象

← ご自身が定額減税の対象となる場合
 配偶者の方を定額減税の対象とする場合 →
チェックを入れます！

配偶者定額減税対象

※ (A)～(D)であり、かつ、(1)・(2)である場合はチェック(非居住者は除く)

顧問契約をいただいているお客さまにつきましては、従業員の方を対象とした年末調整に関する説明会なども実施できます。所得税のことや年末調整書類の書き方は、なかなか知る機会が無いと思います。ぜひご確認ください。